令和７年度健全化判断比率並びに資金不足比率の公表

１．葛巻町の早期健全化基準・財政再生基準

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
町の比率	－	－	6.8%	－
早期健全化基準	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.0%	30.0%	35.0%	

※ 早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて異なります。

※ 将来負担比率には、財政再生基準は設けられていません。

２．健全化判断比率について

⑴ 実質赤字比率　　令和７年度：比率なし　【早期健全化基準：15.0%】

地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

標準財政規模に対する実質赤字額の比率であり、これが生じた場合には赤字の解消を図る必要があります。

令和７年度一般会計における実質赤字額は生じておりませんので、実質赤字比率はありません。

⑵ 連結実質赤字比率　　令和７年度：比率なし　【早期健全化基準：20.0%】

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示す比率です。

公営企業会計を含む全会計を対象とした標準財政規模に対する実質赤字額の比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

町における連結実質赤字比率の対象となる会計は、一般会計、国民健康保険事業勘定特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、国民健康保険病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計です。

令和７年度決算において、いずれの会計とも実質赤字額は生じておりませんので、連結実質赤字比率はありません。

⑶ 実質公債費比率　　令和７年度：6.8%　【早期健全化基準：25.0%】

借入金の返済額とこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、標準財政規模に対する一般会計が負担する元利償還金などの割合を示した比率です。

なお、この比率は３か年の平均数値で表すこととなっており、早期健全化基準の制限は25%となっています。また、従来の起債制限比率にかわる指標としての役割を併せ持っており、18%を超えると起債する際に県知事の許可が必要となります。

令和７年度決算では、前年度比 0.3 ポイント改善の 6.8%となりました。

これは、元利償還金の増加に伴い分子が前年度比 13,623 千円（5.7%）増加した一方で、普通交付税額等の増加に伴い分母が前年度比 179,343 千円（5.1%）増加となり、分母の増加が分子の増加を大きく上回ったことが主な要因です。

⑷ 将来負担比率　　令和７年度：比率なし　【早期健全化基準：350.0%】

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

将来負担額の内容は、地方債の残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額、第三セクター等設立法人の負債額等の負担見込額の合計額です。この将来負担額から特定財源を差し引き、標準財政規模で除した数値が将来負担比率となります。

令和７年度決算では、地方債残高の減少に伴い将来負担額が前年度比 247,446 千円（1.6%）減少した一方で、基金残高の増加に伴い充当可能財源等の額が前年度比 107,234 千円（0.7%）増加となり、将来負担額が充当可能財源を下回ったため、将来負担比率は「比率なし」となりました。

３．各公営企業の資金不足比率について

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。

経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和７年度においては、下表のとおり、資金不足は生じておりませんので、資金不足比率はありません。

（単位：千円）

会計名	事業規模①	資金不足額②	資金不足比率②／①
国民健康保険病院事業会計	626,949	－	－
水道事業会計	124,640	－	－
下水道事業会計	38,493	－	－

【参考１】地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

⑴ 法律の概要

平成 19 年 6 月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）並びに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の 3 つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキームに従って財政健全化を図ることとなります。

⑵ 早期健全化基準

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣等への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

⑶ 財政再生基準

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。

【参考２】健全化判断比率及び資金不足比率の算定式について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

（趣旨）一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

〇実質赤字＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額（イ＋ロ）－（ハ＋ニ）}}{\text{標準財政規模}}$$

（趣旨）全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

イ　一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ　公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ　一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ　公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率（３か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（趣旨）一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

〇準元利償還金の内容

①　満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還をした場合の１年当たりの元金償還金相当額

②　一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの

③　組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

④　債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（趣旨）一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

〇将来負担額の内容

イ　一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ　債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費等に係るもの）

ハ　一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ　当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ　退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ　地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト　連結実質赤字額

チ　組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

〇将来負担額から控除されるもの

リ　イからヘに充当することができる地方自治法第 241 条の基金

ヌ　特定財源見込額

ル　地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

（趣旨）公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率

〇資金の不足額

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

〇事業の規模

料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額